

令和6年度経営継承・発展等支援事業および経営発展等支援事業の要望調査について

親元就農者が活用出来る国の事業「経営継承・発展等支援事業」および「新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業」の要望調査を実施いたします。今回はあくまで要望調査であり、補助金の申請を受け付けるものではありませんのでご注意ください。

	経営継承・発展等支援事業	経営発展支援事業
事業内容	地域の中心経営体（認定農業者等）の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取組を行う場合に、必要な経費を支援。	次世代を担う農業者となることを志向する親元就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 令和5年1月1日以降に認定農業者等である先代経営者から経営の移譲を受けていること （確定申告等の名義が後継者となっていること） 青色申告者であること 経営を移譲する面積や規模が著しく縮小していないこと 経営継承以前に農業経営を主宰したことがないこと 等 	<ol style="list-style-type: none"> 令和5年度または令和6年度に農業経営を開始し、独立・自営就農する者で、独立・自営就農時の年齢が49才以下の認定新規就農者 親の経営に従事してから5年以内に継承した者で、経営を発展する計画が市に認められること （所得、売上、付加価値額のいずれか10%増または生産コスト10%減） 令和5年3月までに交付対象者名義で出荷および資材等を購入していないこと 等
対象経費	経営発展に向けた取組（法人化・新品種導入・データ管理・機械導入による効率化等）に要する経費で以下に掲げるもの 開発・取得費、機械装置等費、研修費、旅費、委託費 等	機械（軽トラ等汎用性の高い物を除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料の初期投資的な経費 ただし、修繕費は除く。単なる機械の更新は対象外
補助上限	100万円（国と市が1/2ずつ負担）	最大750万円（国1/2、県1/4） 本人負担分については、融資を受ける必要があります。
申込	西都市ホームページまたは農林課農業創生係に要望調査書がありますのでご記入ください。	
締切	令和6年7月12日（金曜日）午後5時15分までに農林課農業創生係まで要望調査書をご提出ください	
その他	2つの事業の併用はできません。またどちらの事業も目標や取り組み内容によっては、採択されない可能性があります。	